

令和 6 年 2 月 20 日

太子町長 沖汐 守彦 様

太子町保健福祉審議会 会長 塚本 俊博

太子町老人福祉計画（第 10 次）及び第 9 期介護保険事業計画案について（答申）

令和 5 年 8 月 24 日付け太社福第 1154 号の 3 で諮問のあった、「太子町老人福祉計画（第 10 次）及び第 9 期介護保険事業計画案」について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致を持って下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

本審議会では、諮問を受けた「太子町老人福祉計画（第 10 次）及び第 9 期介護保険事業計画」について、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本審議会では、事務局より提出された令和 6 年度を初年度とする「太子町老人福祉計画（第 10 次）及び第 9 期介護保険事業計画」案をもとに、客観的な視点から意見交換し、検討を重ねた結果、次の結論に達した。

「老人福祉計画（第 10 次）」については、前回計画を振り返り、現状の課題を整理した上で継続すべき取組や新たな目標指標が示され、特に、「認知症施策の推進」については、令和 5 年 6 月に成立した「認知症基本法」の考え方が盛り込まれ、地域共生社会に見合った認知症対策が期待できるものとなっている。

また、「第 9 期介護保険事業計画」については、計画期間の 3 カ年に限定しない長期展望のもと、介護サービス見込量を『見える化システム』より算定し、高齢者や要介護認定者が増加する中で、介護サービス費も増加するものの、基金の取り崩しにより介護保険料基準額を前回計画時と同額としたことは、第 1 号被保険者の負担軽減に最大限配慮されたものである。

以上のことから、両計画案は適切と認め、次の意見を付して答申する。

- 1 前回計画時に整備できなかった「高齢者一人ひとりの生活を重層的に支える仕組み」を整備され、地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組まれない。
- 2 好きな時間や場所で自分のペースで介護予防に取り組めるよう、スマートフォンなどのオンラインツールを使用し、高齢者の介護予防への機会の拡充を図られたい。
- 3 地域共生社会の実現に向けて、認知症対策事業の更なる進展に努められたい。
- 4 慢性的な介護人材不足が少しでも解消されるよう、県と一緒に「介護人材確保」に向けた取組を進められたい。